



パート⑰

## 千葉県心身障害者扶養年金

この制度は、障害者を扶養している方を加入者とし、毎月掛金を払い込んでいただき、加入者に万一のことがあった場合に障害者に年金を支給するものです。



加入の手続きは？  
申し込みの  
しかたは？  
年金の受け取りは？



掛金の払い込みは  
どうするか？  
掛金が掛け続けられ  
なくなったら？



### ■ 加入できる人

次に掲げる心身障害者を扶養している方で、千葉県内に住所を有し、65歳未満の方です。

- イ. 身体障害者手帳1級から3級までの所持者
- ロ. 療育手帳の所持者
- ハ. その他、障害の程度がイまたはロと同程度と認められる方

### ■ 申し込むところ

役場住民福祉課福祉係

☎1211内線154

### ■ 年金の給付

加入した方が死亡（重度障害）されたときは障害者のために毎月2万円（2口加入の方は4万円）の年金が渡されます。

このほか障害者（加入期間1年以上）が加入した者より先に、または同時に死亡されたときは、弔慰金を2～10万円（2口加入の方は4～20万円）おくられます。

### ■ 年金受取人

年金を受け取る人は、障害者または障害者に金銭を管理する能力のない場合は、加入者にかわって障害者のため誠意をもって保護養育にあたる方にお渡しいたします。

◇ 心身障害者の生活の安定をはかるために

◇ 保護者の不安を軽くするために

### ■ 掛金の払い込み

毎月きまった額を月の末日までに役場収入役室へ払い込んでいただきます。

掛金は加入口数及び年齢によって、つぎのとおりになります。

- \* 1口加入のかた…………… 1,400円～ 6,800円
- \* 2口加入のかた…………… 2,800円～13,600円

### ■ 特 典

20年（または25年）以上継続して加入していた方が65歳以上になられ加入承認月に達した時は、それ以後の掛金を納める必要はありません。

### ■ 掛金の減免

つぎのような方は、県と町がかわって掛金の全部または一部の負担をしますからご相談ください。

- \* 生活保護を受けているとき。
- \* 県民税、町民税を納めないでよいとき。
- \* 県民税、町民税の均等割だけ納めているとき。
- \* 災害などにあつて、生活が非常に困難であると知事が認めたとき。
- \* これらのほか、生活が非常に困難で知事が特に減額を必要と認めたとき。